

雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書（付表2）

(令和 年分)

氏名

調整雇用者給与等支給額	①	円	控除対象調整数の計算	移転型地方事業所基準雇用者数	⑥	人
適用年の12月31日における雇用者の数	②	人		移転型特定新規雇用者基礎数	⑦	
調整地方事業所基準雇用者数	③			対象移転型特定非新規雇用者基礎数	⑧	
				控除対象調整数 (⑥ - ⑦ - ⑧)	⑨	(マイナスのときは0)
特定新規雇用者基礎数	④		控除対象者数 (③と④+⑤+⑨のうち少ない数)	⑩		
			雇用者給与等支給増加重複基準額 (①÷②) × ⑩	⑪	円	
特定非新規雇用者基礎数	⑤		雇用者給与等支給増加重複控除額 (⑪ × $\frac{20}{100}$)	⑫		

雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書（付表２）

この明細書（付表）は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の4第1項又は第2項（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合において、措法第10条の5第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、『給与等支給額及び比較教育訓練費の額の計算に関する明細書（付表１）』の「⑤」欄の金額を記載します。
- (2) 「控除対象調整数の計算」の各欄は、措法第10条の5第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「⑦」欄及び「⑧」欄は、同条第1項の規定の適用を受ける場合にのみ記載します。
- (3) 「③」欄、「④」欄、「⑤」欄、「⑥」欄、「⑦」欄及び「⑧」欄にはそれぞれ『地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄、「⑤」欄、「⑩」欄、「⑪」欄、「⑦」欄及び「⑮」欄の数を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の4第1項及び第2項

〔 年分 〕

④特定外国関係会社又は対象外国関係会社の
適用対象金額等の計算に関する明細書

氏名 _____

外国関係会社の名称	1		事業年度	2	：	：
適用対象金額及び課税対象金額等の計算						
所得計算上の適用法令	3	本邦法令・外国法令		16		
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	4		減	17		
損金の額に算入した法人所得税の額	5			18		
	6		算	19		
加	7		小計	20		
	8		基準所得金額 (4) + (11) - (20)	21		
算	9		繰越欠損金の当期控除額 (30)の計	22		
	10		当期中に納付することとなる 法人所得税の額	23		
	11		当期中に還付を受けることとなる 法人所得税の額	24		
減	12		適用対象金額 (21) - (22) - (23) + (24)	25		
	13	特定部分対象外国関係会社株式 等の特定譲渡に係る譲渡利益額	調整金額	26		
算	14	控除対象配当等の額	請求権等勘案合算割合	27		%
	15		課税対象金額 (25) - (26) × (27)	28		(円)
欠損金額の内訳						
事業年度		控除未済欠損金額	当期控除額	翌期繰越額 (29) - (30)		
		29	30	31		
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
計						
当期分						
合計						

(外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分)

特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用対象金額等の計算に関する明細書

- 1 この明細書は、居住者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第40条の4第1項（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額4」は、措法第40条の4第2項第2号に規定する特定外国関係会社若しくは同項第3号に規定する対象外国関係会社に係る租税特別措置法施行令（以下「措法令」といいます。）第39条の15第1項第1号若しくは第2項本文（適用対象金額の計算）の規定により計算した所得の金額若しくは欠損の金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「損金の額に算入した法人所得税の額5」は、措法令第39条の15第1項第2号若しくは第2項第8号に掲げる金額を記載します。
- 4 「益金の額に算入した法人所得税の還付額12」は、措法令第39条の15第1項第3号若しくは第2項第15号に掲げる金額を記載します。
- 5 「特定部分対象外国関係会社株式等の特定譲渡に係る譲渡利益額13」は、措法令第39条の15第1項第5号若しくは第2項第18号に掲げる金額を記載します。
- 6 「控除対象配当等の額14」は、措法令第25条の20第3項に規定する控除対象配当等の額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 7 「調整金額26」は、措法令第25条の19第1項に規定する調整金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 8 「請求権等勘案合算割合27」は、措法令第25条の19第2項第1号（課税対象金額の計算等）に定める割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 9 居住者が措法第40条の7第1項（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。

加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書
 (通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の⑬欄の金額が記載してあります。)

あなたの過少申告加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、次の加算税の特例措置が適用されています。

- 国税通則法第65条第2項による加算税の5%加重措置
- 国税通則法第65条第4項による加算税の5%又は10%加重措置
- 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%軽減措置
- 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%加重措置
- 国外財産調書に係る加算税の10%加重措置
- 優良な電子帳簿保存に係る加算税の5%軽減措置

年分

氏名 _____ 殿

区		分	前の額	後の額
加算税の対象となる税額			①	円
累積増差税額	年 月 日の	分	②	
	年 月 日の	分	③	
	年 月 日の	分	④	
	年 月 日の	分	⑤	
	年 月 日の	分	⑥	
① から ⑥ の計			⑦	
期限内申告税額	年 月 日の確定申告分		⑧	
	外国税額控除額		⑨	
	源泉徴収税額		⑩	
	予定納税額		⑪	
	災害減免額		⑫	
	⑧ から ⑫ の計			⑬
⑬の金額と50万円のいずれか多い方の金額			⑭	
①の金額と「⑦-⑭」の金額のいずれか少ない方の金額			⑮	
加重算税の対象となる税額			⑯	
通常分	加算税の基礎となる税額 (1万円未満の端数切捨て)	⑰-⑱	⑰	円
		加算税の額 (⑰×%)	⑱	円
加重2分項	加算税の基礎となる税額 (1万円未満の端数切捨て)	⑲-⑳	⑲	円
		加算税の額 (⑲×5%)	⑳	円
加重4分項	加算税の基礎となる税額	㉑-㉒	㉑	円
		加算税の額 (㉑×%)	㉒	円
国外財産調書又は財産債務調書	軽減5%	㉓-㉔	㉓	円
		加算税の額 (㉓×5%)	㉔	円
	加重5%	㉕-㉖	㉕	円
		加算税の額 (㉕×5%)	㉖	円
加重10%	㉗-㉘	㉗	円	
	加算税の額 (㉗×10%)	㉘	円	
優良な電子帳簿保存	軽減5%	㉙-㉚	㉙	円
		加算税の額 (㉙×5%)	㉚	円
過少申告加算税の額 (⑱+⑳+㉒-㉔+㉖+㉘-㉚)			⑳	

付表の八の三

06.3

() 枚のうち () 枚目

加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の31欄の金額が記載してあります。)

あなたの過少申告加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、次の加算税の特例措置が適用されています。

- 国税通則法第65条第2項による加算税の5%加重措置
- 国税通則法第65条第4項による加算税の5%又は10%加重措置
- 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%軽減措置
- 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%加重措置
- 国外財産調書に係る加算税の10%加重措置
- 優良な電子帳簿保存に係る加算税の5%軽減措置

年分 _____ 氏 名 _____ 殿

区 分				
加算税の対象となる税額		1	円	円
累積増差税額	年 月 日の	分 2		
	年 月 日の	分 3		
	年 月 日の	分 4		
	年 月 日の	分 5		
	年 月 日の	分 6		
1 欄 から 6 欄 の 計		7		
期限内申告税額	年 月 日の 確 定 申 告 分	8		
	外 国 税 額 控 除 額	9		
	源 泉 徴 収 税 額	10		
	予 定 納 税 額	11		
	災 害 減 免 額	12		
8 欄 から 12 欄 の 計		13		
13 欄 の 金 額 と 5 0 万 円 の い ず れ か 多 い 方 の 金 額		14		
1 欄 の 金 額 と 「 7 欄 - 14 欄 」 の 金 額 の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額		15		
重 加 算 税 の 対 象 と な る 税 額		16		
国 税 通 則 法	通 常 分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 (1万円未満の端数切捨て)		17
		加 算 税 の 額 (17欄 × %)		18 円 円
	加 重 2 分 項	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 (1万円未満の端数切捨て)		19
		加 算 税 の 額 (19欄 × 5%)		20 円 円
加 重 4 分 項	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額		21	
	加 算 税 の 額 (21欄 × %)		22 円 円	
国 外 財 産 調 書 又 は 財 産 債 務 調 書	軽 減 分 %	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額		23
		加 算 税 の 額 (23欄 × 5%)		24 円 円
	加 重 分 %	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額		25
		加 算 税 の 額 (25欄 × 5%)		26 円 円
加 重 分 %	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額		27	
	加 算 税 の 額 (27欄 × 10%)		28 円 円	
優 良 な 電 子 帳 簿 保 存	軽 減 分 %	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額		29
		加 算 税 の 額 (29欄 × 5%)		30 円 円
過 少 申 告 加 算 税 の 額 (18欄 + 20欄 + 22欄 - 24欄 + 26欄 + 28欄 - 30欄)		31		

付表の八の三

電子通知

加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の⑳欄の金額が記載してあります。)

あなたの無申告加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、次の加算税の特例措置が適用されています。

- 国税通則法第66条第2項による加算税の5%加重措置
- 国税通則法第66条第3項による加算税の計算の特例措置
- 国税通則法第66条第5項による加算税の5%又は10%加重措置
- 国税通則法第66条第6項による加算税の10%加重措置
- 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%軽減措置
- 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%加重措置
- 国外財産調書に係る加算税の10%加重措置

年分

氏名 _____ 殿

区 分		前の額	後の額		
加算税の対象となる税額		①	円		
累積納付税額	年 月 日の 分	②	円		
	年 月 日の 分	③	円		
	年 月 日の 分	④	円		
	年 月 日の 分	⑤	円		
	年 月 日の 分	⑥	円		
① から ⑥ の 計		⑦	円		
② から ⑥ の 計		⑧	円		
①の金額と「⑦-50万円」の金額のいずれか少ない方の金額		⑨	円		
重加算税の対象となる税額		⑩	円		
国 税 通 則 法	加算税の基礎となる税額 (1万円未満の端数切捨て) (①-⑩)	⑪	円		
	加算税の額 (⑪×%)	⑫	円		
	加算税の基礎となる税額 (1万円未満の端数切捨て) (⑨-⑩)	⑬	円		
	加算税の額 (⑬×5%)	⑭	円		
	「⑦-⑩」の金額と50万円のいずれか少ない方の金額 (1万円未満の端数切捨て)	⑮	円		
	「⑦-⑩-50万円」と250万円のいずれか少ない方の金額 (1万円未満の端数切捨て)	⑯	円		
	⑦-⑩-300万円 (1万円未満の端数切捨て)	⑰	円		
	⑧の金額と50万円のいずれか少ない方の金額 (1万円未満の端数切捨て)	⑱	円		
	「⑧-50万円」と250万円のいずれか少ない方の金額 (1万円未満の端数切捨て)	⑲	円		
	⑧-300万円 (1万円未満の端数切捨て)	⑳	円		
	加算税の額 ((⑮×_%+⑯×_%+⑰×_%)- (⑱×_%+⑲×_%+⑳×_%))	㉑	円		
	加重5分項	加算税の基礎となる税額	㉒	円	
		加算税の額 (㉒×%)	㉓	円	
	加重6分項	加算税の基礎となる税額 (1万円未満の端数切捨て)	㉔	円	
		加算税の額 (㉔×10%)	㉕	円	
	債 務 外 財 産 調 書 又 は 財 産	減5分	加算税の基礎となる税額	㉖	円
			加算税の額 (㉖×5%)	㉗	円
		重5分	加算税の基礎となる税額	㉘	円
			加算税の額 (㉘×5%)	㉙	円
		加重10分	加算税の基礎となる税額	㉚	円
		加算税の額 (㉚×10%)	㉛	円	
無申告加算税の額 (((㉒+㉓) 又は ㉔) + ㉕ - ㉖ + ㉗ + ㉙)		㉜	円		

付表の八の四

06.3

() 枚のうち () 枚目

加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書
(通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の32欄の金額が記載してあります。)

あなたの無申告加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほか、次の加算税の特例措置が適用されています。

- 国税通則法第66条第2項による加算税の5%加重措置
- 国税通則法第66条第3項による加算税の計算の特例措置
- 国税通則法第66条第5項による加算税の5%又は10%加重措置
- 国税通則法第66条第6項による加算税の10%加重措置
- 国外財産調査又は財産債務調査に係る加算税の5%軽減措置
- 国外財産調査又は財産債務調査に係る加算税の5%加重措置
- 国外財産調査に係る加算税の10%加重措置

年分 _____ 氏 名 _____ 殿

区 分		1	円	円
加算税の対象となる税額		1		
異積納付税額	年 月 日の 分	2		
	年 月 日の 分	3		
	年 月 日の 分	4		
	年 月 日の 分	5		
	年 月 日の 分	6		
	1 欄 から 6 欄 の 計		7	
2 欄 から 6 欄 の 計		8		
1 欄 の 金額 と 「 7 欄 - 50 万円 」 の 金額 の い ず れ か 少 な い 方 の 金額		9		
重 加 算 税 の 対 象 と な る 税 額		10		
国 税	第 2 項 特 例 措 置 の 適 用 が な い 場 合			
	通常分	加算税の基礎となる税額 (1万円未満の端数切捨て)	11	
		加算税の額(11欄×%)	12	円
	第 2 項 加 重 分	加算税の基礎となる税額 (1万円未満の端数切捨て)	13	
		加算税の額(13欄×5%)	14	円
通 則	第 3 項 特 例 措 置 の 適 用 が あ る 場 合			
		「7欄-10欄」の金額と50万円のいずれか少ない方の金額 (1万円未満の端数切捨て)	15	
		「7欄-10欄-50万円」と250万円のいずれか少ない方の金額 (1万円未満の端数切捨て)	16	
		7 欄 - 1 0 欄 - 3 0 0 0 万 円 (1万円未満の端数切捨て)	17	
		8 欄 の 金額 と 50 万 円 の い ず れ か 少 な い 方 の 金額 (1万円未満の端数切捨て)	18	
		「8欄-50万円」と250万円のいずれか少ない方の金額 (1万円未満の端数切捨て)	19	
		8 欄 - 3 0 0 0 万 円 (1万円未満の端数切捨て)	20	
		加算税の額((15欄×%+16欄×%+17欄×%)-(18欄×%+19欄×%+20欄×%))	21	円
		加算税の基礎となる税額	22	
		加算税の額(22欄×%)	23	円
法	第 5 項 加 重 分	加算税の基礎となる税額 (1万円未満の端数切捨て)	24	
		加算税の額(24欄×10%)	25	円
国 外 財 産 調 査 又 は 財 産 債 務 調 査	5%軽減分	加算税の基礎となる税額	26	
		加算税の額(26欄×5%)	27	円
	5%加重分	加算税の基礎となる税額	28	
		加算税の額(28欄×5%)	29	円
	10%加重分	加算税の基礎となる税額	30	
		加算税の額(30欄×10%)	31	円
無申告加算税の額((12欄+14欄)又は21欄)+23欄+25欄-27欄+29欄+31欄)		32		

付表の八の四

電子通知

帳簿の不提示等又は記載不備に係る加算税の加重措置
がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの帳簿の不提示等又は記載不備に係る加算税の加重措置の基礎となる税額は、この計算書の⑳欄の太枠内に記載しています。

年分

氏名 _____ 殿

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗		
		A		B		C		D																						
		前の額		後の額		%加重措置対象部分の額		帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実のみに基づく額																						
				ただし、付表の八がある場合には、隠蔽仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額				(B - C)																						
所得金額	総所得	①	円		円		円																							
	所得	②																												
	所得	③																												
所得引	金額から差し引かれる金額	④																												
課税される額	総所得	⑤																												
	所得	⑥																												
	所得	⑦																												
算出税額	⑤に対する税額	⑧																												
	⑥に対する税額	⑨																												
	⑦に対する税額	⑩																												
	計	⑪																												
所得引	税額から差し引かれる金額	⑫																												
差引	所得税額(⑩-⑫) (引ききれないときは0)	⑬																												
	災害減免額	⑭																												
再	差引所得税額(⑬-⑭)	⑮																												
復	興特別所得税額(⑮×2.1%)	⑯																												
所	得税及び復興特別所得税の額(⑮+⑯)	⑰																												
	外国税額控除等	⑱																												
	源泉徴収税額	⑲																												
	申告納税額(⑲-⑱)	⑳																												
	予定納税額	㉑																												
確定納税額	納付すべき税額	㉒																												
	還付金相当額	㉓																												
損失の繰戻し	還付金相当額(所得税額)	㉔																												
	減少する所得税額に係る還付加算金	㉕																												
	増差税額(㉓、㉕は㉔との増差税額)	㉖																												
	加算税の基礎となる税額	㉗																												

付表の八の八

帳簿の不提示等又は記載不備に係る加算税の加重措置
がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの帳簿の不提示等又は記載不備に係る加算税の加重措置の基礎となる税額は、この計算書の27欄の太枠内に記載しています。

年分		氏名		取	
		A	B	C	D
			ただし、付表の八がある場合には、隠蔽事由以外の事実に基づいて更正決定等があったとした場合の額	%加重措置対象部分の額	帳簿に記載するべきに係る金額 (B-C)
所得金額	総所得	1	円	円	円
	所得	2			
	所得	3			
所得金額から差し引かれる金額		4			
課税される所得金額	総所得	5			
	所得	6			
	所得	7			
算出税額	5欄に対する税額	8			
	6欄に対する税額	9			
	7欄に対する税額	10			
	計	11			
所得税額から差し引かれる金額		12		円	
差引所得税額(11欄-12欄) (引ききれないときは0)		13			
異 害 減 免 額		14		円	
再差引所得税額 (基準所得税額)(13欄-14欄)		15			
復興特別所得税額 (15欄×2.1%)		16			
所得税及び復興特別所得税の額 (15欄+16欄)		17			
外国税額控除等		18		円	
源泉徴収税額		19			
申告納税額 (17欄-18欄-19欄)		20			
予定納税額		21		円	
確定納税額	納付すべき税額	22			
	還付金相当額	23			
損失の繰戻し	還付金相当額 (所得税額)	24			
	減少する所得税額 に係る還付加算金	25			
増差税額 (B、DはAとの増差税額)		26		(B-D) 円	
加算税の基礎となる税額		27		(%加重措置 1万円未満の端数切捨て)	

付表の八の八

電子通知

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書
 年分 (特定非常災害用)

通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」欄の金額、一般株式等の譲渡所得等の金額、上場株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得等の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。

1 繰越損失額控除前の所得金額 氏名 _____ 殿

総所得	所得	所得	所得	所得
① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円

2 翌年への繰越損失額 (5年前、4年前及び3前に生じた損失)

年分	損失の種類				① 前年から繰り越された損失額 円	② 本年分の所得から控除される 繰越損失額 円	③ 翌年への繰越損失額 (① - ②) 円	
年 (5年前)	純損失	年分が青色の場合	要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外		/	
					山林			
		年分が白色の場合	要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外			
					山林			
		被災純損失(青・白)	要件非該当	被災純損失(所得税法)	山林以外			
					山林			
	被災純損失(青・白)	要件非該当	被災純損失(震災特例法)	山林以外				
				山林				
	雑損失	特定雑損失(所得税法)						
		特定雑損失(震災特例法)						
年 (4年前)	純損失	年分が青色の場合	要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外		円	
					山林			
		年分が白色の場合	要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外			
					山林			
		被災純損失(青・白)	要件非該当	被災純損失(所得税法)	山林以外			
					山林			
	被災純損失(青・白)	要件非該当	被災純損失(震災特例法)	山林以外				
				山林				
	雑損失	特定雑損失(所得税法)						
		特定雑損失(震災特例法)						
年 (3年前)	純損失	年分が青色の場合	要件非該当	被災純損失以外の損失	山林以外		円	
					山林			
		年分が白色の場合	要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外			
					山林			
		年分が白色の場合	要件非該当	変動所得の損失	山林以外			
					山林			
	被災純損失(青・白)	要件非該当	被災事業用資産の損失	山林以外				
				山林				
	被災純損失(青・白)	要件非該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外				
				山林				
被災純損失(青・白)	要件非該当	被災純損失(所得税法)	山林以外					
			山林					
被災純損失(青・白)	要件非該当	被災純損失(震災特例法)	山林以外					
			山林					
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額								
雑損失	特定雑損失以外の雑損失							
	特定雑損失(所得税法)							
	特定雑損失(震災特例法)							

付表の九の二

年分

2 翌年への繰越損失額（2年前及び前年に生じた損失）

氏名 _____ 殿

年分	損失の種類			① 前年から繰り越された損失額 円	② 本年分の所得から控除される 繰越損失額 円	③ 翌年への繰越損失額 (① - ②) 円	
年 (2年前)	純 損 失	年分が 青色の場合	要件非該当	被災純損失 以外の損失	山林以外		
			要件該当	特定非常災 害発生年純 損失	山林以外 山林		
	年分が 白色の場合	要件非該当	変動所得の損失				
			被災事業用 資産の損失	山林以外 山林			
	要件該当	特定非常災 害発生年特 定純損失	山林以外				
			山林				
	被災純損失 (青・白)	要件非該当	被災純損失 (所得税法)	山林以外 山林			
			被災純損失 (震災特例法)	山林以外 山林			
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
	雑 損 失	特定雑損失以外の雑損失					
		特定雑損失（所得税法）					
		特定雑損失（震災特例法）					
	年 (前年)	純 損 失	年分が 青色の場合	要件非該当	被災純損失 以外の損失	山林以外	
				要件該当	特定非常災 害発生年純 損失	山林以外 山林	
年分が 白色の場合		要件非該当	変動所得の損失				
			被災事業用 資産の損失	山林以外 山林			
要件該当		特定非常災 害発生年特 定純損失	山林以外				
			山林				
被災純損失 (青・白)		要件非該当	被災純損失 (所得税法)	山林以外 山林			
			被災純損失 (震災特例法)	山林以外 山林			
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額							
雑 損 失		特定雑損失以外の雑損失					
		特定雑損失（所得税法）					
		特定雑損失（震災特例法）					

付表の九の二

06.3

() 枚のうち () 枚目

年分

2 翌年への繰越損失額（本年分に生じた損失）

氏名 殿

年分	損失の種類			① 前年から繰り越された損失額	② 本年分の所得から控除される繰越損失額	③ 翌年への繰越損失額 (① - ②)			
本年分	純損失	年分が青色の場合	要件非該当 被災純損失以外の損失	山林以外	((特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額は、下の3により計算してあります。)				
			要件該当 特定非常災害発生年純損失	山林					
		年分が白色の場合	要件非該当 変動所得の損失	山林以外					
			要件該当 被災事業用資産の損失	山林					
		被災純損失(青・白)	要件非該当	被災純損失(所得税法)			山林以外		
				被災純損失(震災特例法)			山林		
	(特定)居住用財産分								
	雑損失	特定雑損失以外の雑損失					円	円	
		特定雑損失(所得税法)							
		特定雑損失(震災特例法)							
	一般株式等の譲渡所得等							④	円
	上場株式等の譲渡所得等						⑤欄から⑦欄には、前年から繰り越された雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。	⑤	
上場株式等の配当所得等				⑥					
先物取引の雑所得等				⑦					
					⑧				

3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額

	① 純損失の金額 (前年へ繰り戻した純損失の金額は除いてあります。)	② (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	③ 翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額(① - ②)
本年分	円	円	円

付表の九の二

() 枚のうち () 枚目